

シリーズ住民投票 その1

石垣市自治基本条例のユニークな住民投票実施方式



2019年10月10日 FB ページ I Loveいしがき に投稿

石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票をめぐる、市民の提訴による「住民投票訴訟」が始まっています。石垣市の市政運営の最高規範である石垣市自治基本条例は、有権者の4分の1以上の連署による請求を、住民投票実施の要件と定めています。ところが、それをはるかに超える1万4,263筆の有権者署名が集まったのに、市長が実施しないので、実施義務違反の確認と、その履行を求める訴訟が提起されたのです。

この問題を理解するうえで、大変わかりやすい、「流れ図」があります。これは、原告弁護団のみなさんが作ってくださったものですが、その図に、赤い線を1本加えてみました。

石垣市自治基本条例では、住民投票を求める石垣市の市民有権者は、地方自治法第74条が定める「条例の制定改廃を請求する権利」に基づいて、「〇〇の住民投票条例」の制定を、条例案を作って請求します。

市民は、第74条の手続きに則って、市の有権者の4分の1以上の連署を集め、市長に提出します。

市長は、選挙管理委員会による連署内容の有効無効の審査を受け、有効であれば、それを確認します。

赤い線は、この、「有権者の4分の1以上の連署の確定」の時点を示しています。

自治基本条例は、この時点で、市長に、「所定の手続きを経て、住民投票を実施しなければならない」と、住民投票実施の義務を課しています。

そのあと、市長は、条例案を議会に付議します。

議会は、既に実施が義務付けられている住民投票の条例案に、必要なら修正を加えて、可決し、制定することができます。その場合、市長は、この実施条例に基づいて細目の規則を定め、住民投票を実施します。

一方、議会は、否決することもできます。その場合には、市長は、条例案を参考に、実施規則を定めて、住民投票を実施します。

このように、石垣市の自治基本条例の特徴は、地方自治法第74条の条例制定請求の手続きによりながら、住民投票実施を義務付ける要件（一定割合の有権者の連署による請求）と、条例案の議会による採否を、切り離れた点にあります。

これによって、地方自治体の住民投票にとって大切なふたつのことを、共に満たすことができます。

そのひとつは、「議会と意見が違うときでも、住民多数の意思表示を可能にする」ことです。つまり、間接民主主義を補う直接民主主義の要素としての役割です。「議会が否決したら住民投票は実施できない」のなら、これを満たすことはできません。

もうひとつは、「投票形式、投票資格者、投票の成立要件など、必ずしも一律には決めにくい住民投票実施のルールを、その都度、案件ごとに、きめ細かく決められる」ことです。これは、案件ごとに条例案を作って議論することで、満たされます。

これが、石垣市自治基本条例による住民投票の、ユニークな点です。

全国各地の自治体で、住民投票制度に取り組んできた多くの方々が、このふたつをどう両立させるかで、苦労を重ねてきたと聞いています。お近くに、関心をお持ちの方がおられれば、ぜひ、「こんな方式もあるらしいけど、どう思います？」と尋ねてみてください。

註：石垣市自治基本条例で市民の請求による住民投票の実施について定めている第28条の第1項と第4項、およびそれらに関する石垣市の逐条解説は、

<http://loveishigaki.jp/about/jichikihon28.png>

をご覧ください。

